

いたばし防災＋プロジェクト公式インスタグラム運用ポリシー

(令和5年2月8日 4板危地第202号)

(目的)

第1条 この運用ポリシーは、「板橋区ソーシャルメディア運用基準」に基づき、いたばし防災＋プロジェクト公式インスタグラムを適切及び円滑かつ効率的に運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この運用ポリシーにおいて使用する用語の意義は、板橋区ソーシャルメディア運用基準で使用する用語の例によるほか、次のとおりとする。

(1) インスタグラム (Instagram)

米国 Facebook, Inc が提供するソーシャル・ネットワーキング・サービスをいう。

(2) いたばし防災＋プロジェクト公式インスタグラム

地域防災支援課が発信主体となり、地域防災支援課長が運用するインスタグラムをいう。

(3) 運用ポリシー

いたばし防災＋プロジェクト公式インスタグラムの運用方針や取り決めをいう。

(運用体制)

第3条 いたばし防災＋プロジェクト公式インスタグラムの運用に係る管理体制は次のとおりとする。

(1) 運用管理責任者（以下、「管理者」という。）は、地域防災支援課長とする。

(2) 運用補助者は、地域防災支援課職員とする。

(3) 管理者は、必要に応じて、運用補助者の範囲を変更することができる。

(アカウント)

第4条 いたばし防災＋プロジェクト公式インスタグラムのアカウント登録内容は次のとおりとする。

(1) 名前：いたばし防災＋プロジェクト

(2) ユーザー名：ita_bousai_plus

(3) その他の事項については、管理者が別に定める。

(なりすまし等の防止)

第5条 第三者によるなりすまし等を防止するため、いたばし防災＋プロジェクト公式インスタグラムのアカウント情報を区公式ホームページに常時掲載し、公式アカウントであることを明示する。

- 2 なりすまし等を発見した場合は、ただちに区公式ホームページにおいて、なりすまし等が存在することへの注意喚起を行う。

(情報発信の内容)

第6条 いたばし防災+プロジェクト公式Instagramにより区民等に発信する情報は次のとおりとする。

- (1) いたばし防災+プロジェクトの取り組み・イベント情報のうち、写真共有の手段により広く区民等に周知すべき情報。
- (2) その他、管理者が適当と認める情報。

(投稿方法)

第7条 いたばし防災+プロジェクト公式Instagramへの投稿は次のとおりとする。

- (1) 投稿は原則として管理者の判断を必要とする。ただし、Instagramの特性や情報発信の即時性を考慮し、緊急の場合や事前に判断を得ている場合は、この限りではない。
- (2) 投稿した内容に誤りがあった場合は、ただちに当該投稿を削除するとともに、訂正した内容を改めて投稿する。

(区民等からの投稿写真利用方法)

第8条 区民等からの板橋区の防災に関連する投稿写真を区公式ホームページ及び板橋区広報媒体にて活用する。別紙のとおり投稿写真の利用方法を定め、区ホームページに常時掲載し、利用方法についての周知を行う。

第9条 いたばし防災+プロジェクト公式Instagramの運用にあたっては、区が別に定める「板橋区ソーシャルメディア運用基準」を遵守する。

(免責)

第10条 この運用ポリシーは、利用者への事前予告なく変更や見直しを行う場合があるものとする。

(その他)

第11条 この運用ポリシー本文に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この運用ポリシーは、令和5年2月10日から施行する。